

ヨーロッパニュースレター



- I. 米国イラン制裁法に対抗する EU Blocking Statute
- II. 5 things to note in EU M&A オランダ/ベルギー
- III. ドイツモデル集団訴訟制度(*Musterfeststellungsklage*)の導入
- IV. 標準必須特許のライセンスをめぐる英国控訴院判決
- V. EUにおける非個人データの自由流通に関する規則

2018年
12月号

I. 米国イラン制裁法に対抗する EU Blocking Statute

執筆者: 中島 和穂

今月、米国イラン制裁法違反の疑いで、中国通信機器メーカーの幹部がカナダのバンクーバーで身柄拘束され、米国・カナダ・中国の間の懸案事項となっているが、米国のイラン制裁は、欧州との間でも緊張関係を生じさせている。本年5月、米国がイラン制裁法を再び強化することを決定した一方、欧州が、同法の域外適用に対抗する Blocking Statute¹を制定したためである。日本企業が欧州子会社にイラン取引に中止させたり、中止しようとするイラン取引に欧州企業が関与している場合には、この Blocking Statute に注意する必要がある。

1. Blocking Statute 制定に至る経緯

2015年7月、主要6カ国(米国、英国、フランス、ドイツ、ロシア、中国)とイランは、イランによる核開発の大幅な制限の見返りに、イランに対する経済制裁を緩和する核合意(Joint Comprehensive Plan of Action, JCPOA)に達し、翌年1月、米国を含む各国の経済制裁が大幅に緩和された。この制裁緩和を受けて、欧州・アジア企業は、イラン向けの取引やイラン向けの投資を加速させていた。

2017年1月、核合意に批判的であったトランプ氏が、米国大統領に就任し、就任後もその批判を続けてきたが、本年5月、ついに、米国が核合意から離脱し、8月7日及び11月5日の二段階で、イラン制裁を復活させることを発表した。復活する米国の制裁は、米国企業が関与せず、かつ、米国外で行われる取引を対象としており(いわゆる二次制裁)、域外適用を意図したものである。二次制裁は、米国外の企業に対し、米国・イランのいずれの国のビジネスを選ぶかという決断を迫るものであり、金融機関を始めとして、米国ビジネスを無視できない多くの企業は、イランビジネスを断念せざるを得ず、多大な損害を被ることとなった。イラ

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:31996R2271&from=EN>

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

ンの核関連施設の査察を行っている国際原子力機関(IAEA)は、イランの核合意の遵守を継続的に公表しており、米国による核合意離脱は国際的に批判されている。欧州は、米国による制裁復活に反対してきたが、その反対を押し切って離脱決定をした米国を強く批判している。

このような状況を受け、欧州は、本年 8 月 7 日、欧州内での米国イラン制裁の適用を排除する Blocking Statute を発表した。厳密には、この法令は、イラン・キューバ・リビアに対する米国制裁法の域外適用を阻止するために制定された 1996 年の Blocking Statute を改正するものである。1996 年の Blocking Statute は、米国・欧州間の協議により、米国の域外適用が実質的に中止されたため、執行されてこなかった。今回復活した米国イラン制裁法の域外適用について、米国・欧州間の協議が整う見通しは立っておらず、今後の Blocking Statute の執行や運用が注目されている。

2. Blocking Statute の概要

Blocking Statute の適用対象者は、EU 加盟国の国籍を有する個人、EU 内で設立された法人など、EU と関連する個人・法人である。但し、EU 外で設立された法人の EU 内の支店は適用対象外とされている。日本企業の EU 拠点は、EU 外法人の支店でない限り、適用の対象となる。また、日本企業のイラン向け取引の関係者に EU 企業がいる場合には、同企業もこの適用対象となる。

適用対象者は、米国イラン制裁法の適用によって影響を被った場合には、その情報を得た日から 30 日以内に欧州委員会に報告しなければならない。また、欧州委員会が要請する場合には、適用対象者は、要請を受けてから 30 日以内に関連する全ての情報を欧州委員会に提供しなければならない。

また、適用対象者は米国イラン制裁法を遵守することが禁止される。但し、米国イラン制裁法の不遵守によって深刻な損害を被る場合には、適用対象者は、欧州委員会に対して、不遵守が深刻な損害を生じさせるという十分な証拠と共に申請すれば、欧州委員会は米国イラン制裁法の遵守を認める場合がある。

さらに、適用対象者は、米国イラン制裁法の適用によって損害を被った場合には、賠償請求ができる。

EU加盟国は、この法令に違反する者に対して制裁を課さなければならないと規定している。当該制裁は、違反に対して効果的、比率的かつ抑止効果のあるものでなければならないとされている。米国イラン制裁法に基づく外国当局の判決や行政当局の決定は、欧州では執行できない。

Blocking Statute は、米国制裁法の遵守を禁止するという義務のみならず、同法の適用によって損害を被った場合には賠償請求ができるという権利を適用対象者に与えている点に注意が必要である。たとえば、日本企業が米国制裁法を遵守し、イラン向け取引を中止したところ、取引関係者である欧州企業から、欧州の裁判所に賠償請求訴訟を提起されるという事態が考えられるためである。

3. Blocking Statute の影響

イラン取引に従事する企業は、米国及び欧州の両方で経済活動を行っていることが多く、米国イラン制裁法及び欧州の対抗立法という相矛盾する法律に対応しなければならないという非常に悩ましい事態となった。日本企業であっても、米国ビジネスを重視し、欧州子会社に対して米国制裁法を理由にイラン取引を中止せよと指示できるかという事態に直面している。Blocking Statute は、上記 2.のとおり、米国の法遵守を認めるための申請制度を用意し、この申請が認められるための基準を公表しているが、基準がかなり厳格であるように思われる。

この点に関して、欧州委員会は、本年 8 月 7 日の Blocking Statute と共に公表した Guidance Note²において参考となる指針を示している³。つまり、適用対象者は、イラン向け取引を継続することが強制されるわけではなく、経済状況を勘案してイランビジネスを開始、継続又は中止する自由が、従前通り認められると述べている。つまり、米国制裁法が適用されることを理由として取引を中止することは、米国家令の域外適用を認めることになるが、各欧州企業が様々な事情を勘案したビジネス判断として中止することは認められている。実際に企業の多くは、このような理由でイランビジネスを中止しているように見受けられる。

また、本年 10 月 12 日、英国の高等裁判所(High Court)が⁴、傍論ではあるが、Blocking Statute の適用範囲を限定する解釈を示したことが注目されている⁴。事案は、ロシアからイランに輸出された貨物が輸送中に盗難に遭ったことを理由とする保険金請求権を譲り受けた会社が、保険会社に保険金の支払いを求めたというものである。保険会社は、「保険金の支払が保険会社を制裁法に基づく制裁、禁止又は制限に服することになる場合には、保険金を払う義務を負わない」という保険契約の条項等を理由として、支払義務を争った。

同裁判所は、本年 10 月 12 日の時点では、米国による制裁が部分的に復活するに留まっており、保険金の支払いが米国制裁法に違反しないとして、保険会社の支払義務を認めた。この判決の傍論において、裁判官は、上記の契約条項に基づいて支払いを拒否することは、米国制裁法を遵守するものではなく、契約条項に依拠したものであり、Blocking Statute 違反ではないという保険会社の主張には、considerable force があると述べ、Blocking Statute の適用範囲を限定することを示唆した。

このように Blocking Statute について一定の解釈は Guidance Note で公表され、英国裁判所が傍論ではあるものの適用を限定する解釈を示した。今後、Blocking Statute の適用対象者が誰に対して賠償を請求できるか(たとえば、米国政府に請求できるか)や、EU 加盟国が Blocking Statute の違反に対してどの程度厳格な執行をしていくのか等、Blocking Statute の動向が注目される。



なかじま かずほ
中島 和穂

西村あさひ法律事務所 東京事務所 パートナー弁護士 ドバイ駐在員事務所代表兼任
k_nakajima@jurists.co.jp

東京事務所を活動拠点としつつ、ドバイ駐在員事務所代表として中東に定期的に長期出張している。アジア、中東及び欧米地域に関係するクロスボーダーの M&A 取引やその他の商取引(業務提携、商品売買、ライセンス等)に関する法務支援の経験が豊富。中東諸国への進出に伴って生じる実務上の諸問題を分析し、多くの企業にアドバイスを提供している。米国の経済制裁や輸出・再輸出規制、日本の安全保障貿易管理やマネーロンダリング規制についても精通している。

II. 5 things to note in EU M&A オランダ/ベルギー

執筆者: 木津 嘉之

日本企業による欧州企業買収に際しては、各国ごとに特殊の法令及びプラクティスにつき固有の検討ポイントが存在します。この「5 things to note in EU M&A」シリーズでは、欧州の国を順次取り上げて、各国における留意点を紹介しております。今回は、オランダ王国及びベルギー王国について特集します。なお、欧州 M&A 取引に関する一般的留意点については、[西村あさひ法律事務所ヨーロッパニュースレター2018年4月号「日本企業による欧州 M&A と固有の考慮事項について」](#)でも、より広い視点から

² [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018XC0807\(01\)&from=EN](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52018XC0807(01)&from=EN)

³ 前掲脚注 2 の No.5

⁴ *Mamancochet Mining Ltd v. Aegis Managing Agency Ltd and Others* [2018] EWHC 2643 (Comm)

一般的な留意点を紹介しています。こちらも併せてご覧ください。

なお、以下では特段の記載がない限り、非公開会社の株式譲渡取引を前提としております。

1. 総論

オランダ及びベルギーには、日系企業も多く、外務省の統計⁵によれば、それぞれの地域において 377 拠点、226 拠点が存在する。地理的にも欧州の中心地域に存在し、発達した交通インフラが存在するため、欧州市場へのハブとしての利用が可能であること、また、英語を含む外国語能力が高い人材を確保しやすいこともあり、欧州の統括会社をこれらの国々に置く日系企業も少なくない。

MergerMarket⁶のデータによると、オランダ及びベルギーを設立準拠法とする会社と関連して、ここ数年、年間平均 10 件程度の日本企業による買収案件が存在する。買収先の対象会社の業種としては、化学品、サービス業、製造業(機械、電気、自動車部品関連含む)、金融機関等と幅広い。近時では、1000 億円を超える買収案件も見受けられ、大規模な投資の例としては、東レ株式会社による TenCate Advanced Composites Holding B.V.買収、横浜ゴム株式会社による Alliance Tire Group の買収及び株式会社リクルートホールディングスによる USG People N.V.の買収案件などが存在する。

法的には、オランダ及びベルギーいずれにおいても、成文法をその国内法体系の中心に据える大陸法の特徴を有する。自国独自の要素も多分に存在するが、フランス民法典を含む欧州各国の法令及び EU 法の影響を色濃く受けている。その意味では、EU 指令(Directive)に従ってその内容が調和されてきた公開買付規制や一部の会社法制のように欧州他国と類似する一面も有するが、その他株式譲渡契約・株主間契約の実務など、独自に発展した面も多々あるため、オランダ及びベルギーにおける企業買収に際しても、当該各国における法令及びプラクティスを事前に確認する必要がある。

2. 会社法制と株式譲渡

オランダにおける主な有限責任会社の形態としては、BV(Besloten Vennootschap met beperkte aansprakelijkheid)及び NV(Naamloze Vennootschap)が存在する。前者が、オランダにおいて最も利用される非公開の有限責任会社形態であり、後者は上場会社等の大企業に主に利用される公開会社形態である。

なお、ベルギーにおいても BV 及び NV という同じ名称の類似の会社形態が存在するが、同じ会社形態を示す名称として、それぞれ、SPRL(Société Privée à Responsabilité Limitée)及び SA(Société Anonyme)という(ベルギーの公用語である)フランス語上の略称が利用されることもある。

会社形態の違いによって、その発行する株式の内容に相違があり、株式譲渡の手續等に相違が存在するため、留意が必要となる。たとえば、オランダの BV の株式の譲渡には公証人による公正譲渡証書が必要となるため(オランダ民法典、Burgerlijk Wetboek, Boek2, 196 条)、クローリングに際しての手續に留意が必要となる。

⁵ <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000394749.pdf>

⁶ <https://www.mergermarket.com/info>

3. M&A 契約に関するプラクティス総論

イギリス及びドイツを中心とする一部の欧州諸国においては、その慣習上、売主に有利な契約条項にて合意することが求められる傾向がある。たとえば、PE ファンドが売主の場合又はオークション取引の場合でなくとも、株式譲渡契約における前提条件の定めは相当限定的な内容とすることを売主から求められ、チェンジオブコントロール条項(支配権の変動があった場合に契約を解除することができる条項)を含む重要契約の契約相手方から当該権利行使の放棄取得や MAC 条項(対象会社の事業、資産及び負債等に重大な影響が存在するような場合に前提条件を不成就とする定め)を前提条件として定めることについては、売主が許容しないケースも少なくない。

他方で、オランダ及びベルギーにおいては、ファーストドラフトにおいて上記のような契約書が売主から提案されることも稀ではないが、当職の過去の経験によれば、買主の反論が許容されるケースも少なくはなく、イギリスやドイツほど明確なプラクティスは存在しないものと思われる。たとえば、MAC 条項については、Contrast 社が提供する 2012 年から 2016 年におけるベルギー案件の統計⁷⁾によれば、39%程度の案件において、これが規定されているとのことである。

4. W&I 保険

オランダ及びベルギーにおいても、他の欧州諸国同様に、W&I 保険の利用率は高まってきている。特に、オランダにおいては相当程度の案件においてこれが利用される⁸⁾。

売主が W&I 保険の付保を要求する場合、当初より、保険会社が付保対象外とするであろう事項を想定した上で、当該事項についてのリスクをどのように分担すべきか、具体的には、当該リスクを相手方に負担させること(たとえば、特別補償に関する規定を売主に求めること)を含め、慎重な検討が必要となる。案件の規模及び内容、相手方の性質並びに DD の過程で認識されたリスクの内容等を検討の上、案件当初の段階から、緻密な交渉戦略を練る必要がある点、留意されたい。

5. M&A 契約における労働法上のポイント

最後に、オランダ企業の買収に際して留意すべき点の一つとして、会社の従業員を代表して一定の重要事項について会社と協議を実施する機関としてのワークスカウンシル(Ondernemingsraad)との協議義務がある。ワークスカウンシルは、ワークスカウンシル法(Wet op ondernemingsraden)2 条 1 項により、50 名以上の従業員を雇用する企業には、その設置義務が存在する。企業買収に際してのワークスカウンシルとの協議義務については、当該対象会社が主体となるため、買収企業が中心となって説明・協議をすることは法的には要求されていないものの、当該準備に際しては、当該対象会社が従業員との協議に際して必要となる買収取引の詳細(たとえば、買収主体の概要、買収の経緯目的、従業員への影響)についてのインプットが必要となるため、買収企業となる日本企業においても一定の関与が必要となる。

他の欧州の国においても類似の制度が存在するが、これらの協議義務の実施については、多くの国々においては、株式譲渡取引の場合、その株式譲渡の実行(クロージング)前に実施することで足りるものとされていることが多い。もっとも、オランダにおいては、ワークスカウンシル法により、企業の全部又は一部の支配権の移転の意思決定に際し、ワークスカウンシルに対して事前に

⁷⁾ <https://www.contrast-law.be/en/publications/m-and-a-index/>

⁸⁾ 他方で、ベルギーの一般的な取引において利用されるケースはそれほど多くはない。

助言⁹する機会を付与しているため(Wet op ondernemingsraden25 条 1 項)、株式譲渡契約の締結の前のタイミングにおいて当該協議が実施されている必要があり、特に上場会社による買収の場合は、当該案件に関する機密情報の管理を含め慎重な対応が必要となる。細心の機密情報の管理が必要な案件においては、実務上、ワークスカウンシルの協議手続が完了した後に、株式譲渡契約を締結することを定めた事前合意書面を締結することで対応するケースも存在する。



きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 弁護士
y_kizu@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクセキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。

Ⅲ. ドイツモデル集団訴訟制度(*Musterfeststellungsklage*)の導入

執筆者:金子 佳代

1. はじめに

EU 諸国においては、歴史的に、米国のような集団訴訟制度は認められていなかったが、消費者保護の観点から、EU 委員会は、加盟国に対し、2013 年、一定の条件のもと集団訴訟に類する制度を創設すべきであるとする勧告(*Recommendation*)を発表した¹⁰。

従来、ドイツでは、以下に記載するとおり、集団訴訟は、以下一定の分野においてのみ、厳格な要件のもと、効果を限定した形でのみ認められていた。しかしながら、ドイツは、このような流れを受け、分野の制限を設けないモデル集団訴訟(*Musterfeststellungsklage*)制度を導入すべく、民事訴訟法(*Zivilprozessordnung*)を改正し、改正法が本年 11 月 1 日より施行された¹¹。

本稿では、従前の法的枠組みの中で認められていた集団訴訟手続の分野及び今回の改正により導入されたモデル集団訴訟について、その概要を解説する。

2. 従前の法的枠組みで認められていた集団訴訟手続について

今回の改正前の段階においては、以下の 4 つの法律に基づき、限定的な形での集団訴訟が認められていた。

⁹ 株式譲渡に関する決定について、ワークスカウンシルには、「助言」の権利があるのみであり、「拒否権」は付与されていない。当該助言は、事案の複雑さ、緊急度、会社による情報提供のスピードに応じて、合理的な期間内に助言することが必要と解されているが(田邊真敏『オランダ会社法』(商事法務、2016)198 頁)、これらの要素に関する解釈は必ずしも一義的ではないため、事実上の拒否権として利用されないよう労働法の専門家の意見を確認して進めることが重要である。

¹⁰ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/HTML/?uri=CELEX:32013H0396&from=EN>

¹¹ https://www.bgbl.de/xaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl118s1151.pdf

(1) 差止訴訟法(*Unterlassungsklagengesetzes: UKlaG*)

民法¹²に従い無効とされる普通取引約款を利用し又はその使用を推奨した場合や、同法上列挙された消費者保護法違対象行為(UKlaG2条2項・2a条)については、一定の消費者団体、事業者団体等が、同法上列挙された対象行為について、差止請求又は奨励撤回請求ができるとするものである。同法上、列挙されている違反行為には、一般的に同一の違反に基づき多数の消費者が被害を受けると考えられる旅行関連や医薬品関連分野はカバーされていないと考えられており、対象分野として、そもそも不十分であるとの指摘がなされていた。また、差止請求しか認められておらず、消費者自身が被った損害の回復については、同法に基づいて行えないという問題点があった。

(2) 不正競争防止法(*Gesetz gegen den unlauteren Wettbewerb: UWG*)

不正競争防止法に基づき、不正な取引行為として禁止されている行為、すなわち、不当な手段による顧客獲得、競争業者に対する妨害行為、市場行動を規制する法の違反、抱合わせ販売、不当広告、迷惑行為等を行う事業者に対し、一定の消費者団体、事業者団体等が、差止請求、侵害除去請求及び利益剥奪請求(剥奪した利益は、消費者ではなく国庫に帰属)を行うことができるとする制度である(UWG8条乃至10条)。違反行為の対象が、不正競争防止法違反行為に限定されている他、UKlaG同様、消費者自身が被った損害の回復を、同法に基づいて行えないという問題点があった。

(3) 投資家モデル手続法(*Kapitalanleger-Musterverfahrensgesetz: KapMuG*)

資本市場において、開示情報に、虚偽、不正、誤謬、不完全な情報があり、投資家が損害を被ったことを原因として、投資家が会社に対し損害賠償請求を提起した場合において、同一の事象を原因とする訴訟が10人以上の投資家からなされた段階で、当該訴訟が集約されて、連邦上級裁判所(*Bundesgerichtshof*)の管轄となる命令が発せられる(*Vorlagebeschluss*)。裁判所は、原告の中から、モデル原告を1名選任し、当該モデル原告が代表して訴訟を遂行すると同時に、他の原告らは、モデル原告の主張と矛盾しない限りにおいて意見を述べる権利を付与されるという形式で、審議がまとめて行われるとともに、その判決内容は、すべての原告に対して拘束力を持つことになるという制度である。和解に関しては、裁判所の許可と70%以上の原告の明示の同意を条件として、明示的に異議を述べなかった原告に適用される。そもそも、ドイツの通信企業のIPOに際しての虚偽記載に起因して生じた損害の賠償請求のため、より簡易かつ効率的な訴訟のあり方を模索して導入された制度であり、当該訴訟については、約1万5千人の投資家が訴訟を提起したが、同訴訟が10年以上継続した上に、控訴審に差し戻されるという事態となっており、また、当該訴訟以外には、ほとんど利用されることがなく、実効性に疑問が残る制度である。

今回のモデル集団訴訟制度の導入においては、KapMuGに基づく訴訟においてボトルネックとなった手続が、より改善された形式で反映されている。

(4) 会社法上の裁判手続に関する法律(*Spruchverfahrensgesetz*)

少数株主が、スクイズアウト等の組織再編時の株式の対価について、組織再編から3ヶ月以内に対価の妥当性を争い提起できる訴訟である。和解を行う場合には、全員の同意が必要とされている。裁判所は当該訴訟を扱うことに関して消極的であり、かつ、低額な価格が示されがちであることから、近年はほとんど利用されていないといわれている。

3. モデル集団訴訟制度について

新しく導入されたモデル集団訴訟制度は、訴訟の対象となる分野に一切の限定が加えられていないという点で、上記に記載し

¹² BGB307条～309条

た従来の集団訴訟制度と大きく異なる。もっとも、米国のように、極めて広範な集団訴訟制度を認めるものではなく、訴訟の乱立を避けるために、以下のような一定の制限が課せられている。

(1) モデル集団訴訟を提起できる主体

個人は主体となることができず、一定の要件を満たす適格消費者保護団体のみが原告となり得る。具体的には、4年以上消費者救済のための非営利協会として、UK1aG4条又はEU法(European Commission under Directive 2009/22/EC)2条に基づき登録がされている団体であること、大規模な訴訟を運営していく人的リソースを備えていることの要件として、かかる協会が、10以上の消費者救済団体により結成された協会であるか、総勢で350名以上の自然人が所属していること、また、かかる協会の資金源の5%以上が企業からの寄付によるものではなく、かつ、モデル集団訴訟を営利目的としないこと等の極めて厳格な要件が課せられている。

かかる厳格な要件の目的は、消費者保護のためであると説明されているが、資金面から、特定消費者団体は、弁護士事務所や、訴訟ファイナンスを手がけるファンド等の協力なくして、訴訟ができない仕組みとなっており、訴訟の乱立を避ける効果が見込まれている。

(2) 訴訟の流れ

上記の要件を満たす団体は、10名以上の消費者が関与していることの証明があれば、地区上級審(*Oberlandesgericht*)に対して、モデル集団訴訟の訴えを提起することができる。2ヶ月以内に50名以上の消費者が、当該訴訟に参加する旨の登録を行った場合に限り、当該モデル集団訴訟は、実際に審理を開始されることになる。なお、第一回の口頭審理が開始されるまでの間は、他の消費者は、かかるモデル集団訴訟に追加的に参加することが可能とされている。

なお、モデル集団訴訟の訴えが提起されたとしても、消費者個人による訴えの提起が禁止又は制限されるものではなく、被告企業に対し、モデル集団訴訟に参加せず、消費者個人が訴えを提起することに関しては妨げられない。

(3) 訴訟の終了

モデル集団訴訟は、判決又は和解により終了する。モデル集団訴訟が和解により終了した場合には、モデル集団訴訟に参加している消費者は、和解後1ヶ月以内にオプトアウトすることにより、当該和解内容から離脱することが可能である。仮に30%以上の消費者が明示的にオプトアウトした場合には、当該和解は遡って成立しなかったとみなされ、訴訟が継続されることになる。この場合、和解の内容がその後の判決内容の基礎として考慮されてしまう恐れもあることから、企業にとって、和解に応じるメリットはなく、企業は一般的に和解には応じないことになるであろうと予想されている。

和解又は判決は、モデル集団訴訟に参加した(かつ和解案にオプトアウトしなかった)消費者と被告である企業を拘束する。

モデル集団訴訟が判決により終了する場合、判決の対象となるのは、企業に損害賠償責任が認められるか否かで、個々の消費者に対する損害賠償額の具体額については、別途、消費者が個別に訴訟を提起しなければならないとされている。すなわち、たとえ、モデル集団訴訟で勝訴したとしても、モデル集団訴訟に参加していた消費者は、自らの損害を回復するためには、かかるモデル集団訴訟の判決を基礎として、自ら、自己の損害額等を立証の上、別途、損害賠償請求訴訟を提起しなければならないことになる。

4. モデル集団訴訟制度導入による影響

今回のモデル集団訴訟制度を導入する直接の契機となったのは、自動車業界における排ガス不正問題であり、かかる不正により生じた消費者の損害を回復させるための訴訟制度を導入すべきであるという社会的な要請である。確かに、今回のモデル集団

訴訟では、その対象となる分野が限定されていないため、多くの企業がモデル集団訴訟の対象となり得る。報道では、既に、法律事務所や訴訟ファンドとの協力関係を構築し始めている消費者団体もあるといわれている。しかしながら、上記のとおり、訴訟遂行のための資金が、外部から確実に調達できることが見込まれる案件でなければ、そもそも訴訟が提起しづらい制度となっている上、仮に勝訴したとしても、米国の集団訴訟とは異なり、消費者がその後に、各自の損害回復のために別途訴訟を提起しなければならない点で、消費者にとってハードルが高い制度となっている。

政府の試算では、モデル集団訴訟によって増加する訴訟件数は、年間 450 件程度と見込まれているが、実務家間では件数がそれほど増えないのではないかと予想されており、今後の動向に注目が必要である。



かねこ かよ
金子 佳代

西村あさひ法律事務所 弁護士

ka_kaneko@jurists.co.jp

2007年弁護士登録。2014-2018年ベルリン州弁護士会外国法弁護士登録、2015年ベルリン自由大学修士課程(EU ビジネス法専攻: Master of Business Law)卒業後、ドイツ老舗トップローファームであるHengeler Mueller法律事務所のベルリンオフィスにて勤務。日系企業案件のみならず、ドイツ国内案件やEU特有の国際的企業案件にも数多く関与することにより、企業法務全般につき広く経験を積む。ゲーテ大学フランクフルトアムマイン博士課程在学中。

M&A、コーポレート全般を中心とし、法的助言にとどまらず、ビジネス慣習・文化の違いも踏まえたきめ細やかなアドバイスをを行う。使用言語: 日本語、英語、ドイツ語

IV. 標準必須特許のライセンスをめぐる英国控訴院判決

執筆者: 石川 智也、角田 龍哉

通信技術、ブルーレイディスク等については、世界的な標準規格が設定されており、それらの規格を実施する上で必須の特許は標準必須特許(Standard Essential Patent、以下「SEP」という。)と呼ばれている。SEP には、その特許を利用しなければ製品を製造することができないという強い影響力があることに鑑み、その保有者は、標準化団体のライセンスポリシー等において、公正、妥当かつ無差別な(Fair, Reasonable and Non-Discriminatory、以下「FRAND」という。)条件でのライセンスを行うよう求められることが多い。しかし、どのような交渉を経て、どのような内容の条件でライセンスを行えば、FRAND 条件による適正なライセンスであると評価されるのかを巡っては、知的財産法、競争法、契約法等の各種の法律が、しかも国ごとに必ずしも内容が統一されない形で絡み合うことにより、複雑な問題が生じる場面がある。

この点について欧州では、近年多くの重要判決が下されてきている。その中でも2018年10月23日に下されたUnwired Planet International Ltd.ら(以下「UP社」という。)とHuawei Technologies Co. Ltd.ら(以下「Huawei社」という。)との間の紛争に対する英国控訴院判決¹³(以下「本判決」という。))には、今後のSEPにおけるFRANDライセンスの動向に対する重要な示唆がいくつか見られるので、以下のとおり解説する。

まず本判決の事実関係としては、4G-LTE等の無線通信技術に関するSEPを保有しており、欧州電気通信標準化機構(European Telecommunications Standards Institute)のライセンスポリシーに基づきFRAND宣言をしていたUP社が、Huawei社等に対して特許侵害訴訟を提起するに至り、これに対してHuawei社は、UP社による損害賠償請求権及び差止請求権の行使は権利濫用であるなどと主張した。第一審判決ではHuawei社が敗訴したため¹⁴、Huawei社が控訴したところ、英国控訴院では、主に

¹³ <https://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2018/2344.html>

¹⁴ <https://www.twobirds.com/~media/files/unwired-planet-v-huawei-frand--ewhc-2988--public--final-redactions--fi.pdf?la=en> 第一審判決に関しては、ロイヤルティの算定方式をめぐる判示が日本の知財高裁における判決と類似していたと言われている(知財高判平成26年5月16日判時2224号146頁)。

以下の三つの争点に対する判断を示しつつ、Huawei 社の控訴を棄却した。

1. グローバルライセンスによる実施許諾と FRAND 条件の関係性¹⁵

第一審判決は、ある SEP のライセンス条件として、FRAND に該当する内容のライセンス条件はただ一つのものに定まる(グローバルライセンスのみである)と判断していた。

これに対して英国控訴院は、商業的な優先順位、関係者の知見、選好等によって、FRAND 条件に該当するライセンス条件は複数存在し得ると指摘し、第一審判決とは異なる立場を示した。その上で、グローバルライセンスは効率的なライセンス実施許諾の方式の一つであって、本件における FRAND 条件に該当すると判断した。

このように本判決は、第一審判決よりも柔軟に、個別のケースごとに、グローバルライセンスのほか、それ以外のライセンス条件も FRAND 条件に該当し得ることを示した。

2. 非差別性(Non-Discrimination)要件の内容¹⁶

本判決は、SEP 保有者は、ライセンシーになろうとする者に対して、ポートフォリオの適切な評価(ベンチマークとなる料率)を反映したライセンス条件を提示する必要があると判断した。一方で、本判決は、SEP 保有者は、類似した状況にある潜在的なライセンシー(Samsung 社)に対して、同一のロイヤルティ料率を提示しなければならないとの厳格な義務を負うものではないとした上で、仮に SEP 保有者が、他の潜在的なライセンシーと異なる条件を提示したとしても、直ちに FRAND に反する差別的な取扱いとはいえないと指摘した。

これによれば、SEP 保有者が、あるライセンシーへのライセンスについて、他のライセンシーよりも低いロイヤルティ料率を設定することは必ずしも妨げられない。そのため、ライセンシーとしては、より低いロイヤルティ料率の設定を求める選択肢を得たと解釈することが可能である。但しその場合でも、ライセンシー間で異なる料率を提示することが、差別的な取扱いを通じて不利なライセンス条件を提示された方のライセンシーを市場から排除することにつながるかといった、別途競争法上の問題を提起する余地が残されていることには留意する必要がある。

3. Huawei v ZTE の判断枠組みの適用¹⁷

SEP のライセンスをめぐる先駆的な重要判決として、ECJ による Huawei v ZTE 判決¹⁸(以下「Huawei v ZTE 判決」という。)がある。そこでは、SEP 保有者による差止請求の手續が EU 競争法(Treaty on the Functioning of the European Union 102 条)に抵触しないためには、SEP 保有者はまず、差止請求権を行使するよりも前に、SEP 侵害の疑いのある者(実施者)に対して、問題となる特許を特定し、かつ、侵害の態様を具体化して通知する必要があること等を判示していた。

本判決は、この Huawei v ZTE 判決の判断枠組みは、SEP 保有者が差止請求の手續を開始する前に、SEP 侵害の疑いがある者に対して一定の通知を行う必要があることを示したものであるところ、当該枠組みは一種のセーフハーバーであって、その不遵守が直ちに権利の濫用となるものではないと指摘した。その上で、UP 社が FRAND 条件たるグローバルライセンス条件を提示したのに、Huawei 社がこれを受諾しなかったのであれば、差止請求権を行使しても権利の濫用には該当しない、と指摘した。

このように英国控訴院は、Huawei v ZTE 判決の判断枠組みを厳格に遵守されるべきものと位置付けるのではなく、柔軟に位置

¹⁵ 本判決 121～129 段落。

¹⁶ 本判決 195～207 段落。

¹⁷ 本判決 266～290 段落。

¹⁸ <http://curia.europa.eu/juris/document/document.jsf?text=&docid=165911&pageIndex=0&doclang=en&mode=req&dir=&occ=first&part=1&cid=350252>

付ける方向性を提示した。この点は、Huawei v ZTE 判決の判断枠組みに厳格に従い、その判断枠組みに沿わない権利行使を濫用とするドイツの州裁判所とは対照的な傾向であると言われている。

SEP をめぐる法的問題は今後 IoT の進展等により、さらに重要性を増していくことが予想される。これまでは主に携帯電話の製造メーカー等を相手とする文脈での訴訟が多かったが、5G の通信規格が普及すると、通信機能を有するあらゆる製品において SEP のライセンスが問題となり得ることとなる。最近でも、2018 年 10 月 10 日、EU の標準設定機関(CEN-CENELEC)の Workshop Agreement として、5G の通信規格及び IoT をめぐる SEP のライセンスに対するガイドライン案を公表するに至った¹⁹。このような中で、本判決は日本企業にとっても重要な示唆を与える判決をいえよう。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。2015 年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016 年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017 年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IP とデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州での M&A も手掛ける。



つのだ たつや
角田 龍哉

西村あさひ法律事務所 弁護士
t.tsunoda@jurists.co.jp

2014 年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、通商法、会社法、データ規制等を幅広く担当。近時の著作として、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法) (ジュリスト 1508 号)」、「地方銀行間の事業統合に関する計画に対する審査結果 - 公取委平成 29・12・15 発表」(ジュリスト 1517 号)等がある。

V. EU における非個人データの自由流通に関する規則

執筆者: 石川 智也、白澤 秀己

非個人データの自由流通に関する規則(以下「本規則」という。)²⁰が 2018 年 11 月 14 日に成立した。本規則は、2018 年 12 月 18 日に施行され、2019 年 5 月 29 日から EU 加盟国に適用される(9 条)。本規則は、GDPR と併せて、デジタル分野のコンテンツ、サービス、事業が国境を越え、EU 全域で流通・展開されることになる環境の創設に関する「デジタル単一市場戦略(Digital Single Market strategy)」の重要な要素としての位置付けを持つ²¹。

本規則のポイントは、①非個人データの EU 域内での自由流通、②監督当局による自国以外の加盟国のデータへのアクセス、③サービスプロバイダー間の切替えを容易にする行動規範作成の推奨である。

¹⁹ Principles and guidance for licensing Standard Essential Patents in 5G and the Internet of Things (IoT) <[ftp://ftp.cencenelec.eu/EN/News/WS/2018/SEP/CWA-for-public-comments.pdf](http://ftp.cencenelec.eu/EN/News/WS/2018/SEP/CWA-for-public-comments.pdf)>.

²⁰ Regulation (EU) 2018/1807 of the European Parliament and of the Council of 14 November 2018 on a framework for the free flow of non-personal data in the European Union

²¹ <https://ec.europa.eu/digital-single-market/en/free-flow-non-personal-data>

このうち、①非個人データの EU 域内での自由流通は、EU 加盟国の法律や規則による非個人データの処理を特定の EU 加盟国内で行うことの強制、又は他の加盟国での処理を制限すること(データローカライゼーション)を禁止するものである(4条1項)。もっとも、公共の安全の観点からローカライゼーションを認める必要がある場合には、例外的にデータローカライゼーションを強制する法律等が許容される(同項)。なお、現在ある EU 法の下でのデータローカライゼーションまで禁止するものではない(同項後段)。

EU加盟国は、原則として、2021年5月30日までにデータローカライゼーションに関する法律や規則等を撤廃する必要がある(4条3項)。データローカライゼーションが撤廃されると、サービスプロバイダーは各国別に費用のかかるインフラを設置する必要がなくなる。そのため、海外のサービスプロバイダーや、世界的なサービスプロバイダーにとっては、参入障壁が下がる可能性があると考えられる。また、近時、AI や IoT デバイスが急速に普及しており、非個人データを含むビッグデータの利活用は欠かせないものとなっている。本規則で規定されている EU 域内での非個人データの自由流通はそれらのビジネスの発展を促進すると考えられる。

②監督当局による自国以外の加盟国のデータへのアクセスは、非個人データのローカライゼーションを禁止する代わりに、監督当局が他の EU 加盟国に保存されているデータにアクセスすることを保証するものである(5条1項)。監督当局は、他の EU 加盟国にあるデータへのアクセスを拒むユーザーに対して、アクセスの緊急性等に鑑みて、自国へのローカライゼーションを強制する暫定措置をとることができる(同条4項後段)。

③サービスプロバイダー間の切替えを容易にする行動規範作成の推奨は、非個人データの流通を妨げているベンダーロックイン(特定のベンダーの技術に依存しているため、他のベンダーへの移行が困難になることをいう。)に対処するためのものである。データポータビリティは、個人データの領域においては権利として規定されているが(GDPR20条1項)、本規則は、ポータビリティを権利として規定することはせず、欧州委員会が行動規範の作成を促進するという建付けをとっている。また、行動規範に定めるべき最低限の事項等は規定せず、行動規範作成に当たっての重要な視点を挙げるのみである(6条1項)。この行動規範は、中小企業やスタートアップの団体、ユーザー、サービスプロバイダーを含む全ての利害関係者の協力の下で作成することが想定されている(同条2項)。また、欧州委員会は、サービスプロバイダーが2019年11月29日までに行動規範の作成を完了し、2020年5月29日までに行動規範が効果的に導入されるよう推奨している(同条3項)。もっとも、これらの行動規範が作成されなかった場合の法的効果等については規定がなく、当該自主規制のアプローチがどのくらい機能するかについては不透明であるとの指摘もある。

本規則は、非個人データにのみ適用され、GDPR が適用される個人データには適用されないとされている(2条1項、3条(1)号)。もっとも、個人データと非個人データが密接に関連する場合は少なくないといえ、そのような場合のデータの取扱いが問題となる。

本規則の条文上は、そのようなデータについては、本規則が適用されるものの、GDPRの適用も妨げないとしている(2条2項)。両者の関係については、EU の立法者からも法的不安定性が残る重大な点とされており、本規則の適用が開始される前までに、欧州委員会により、個人データと非個人データが混合している場合のデータの取扱いについての問題を含む本規則と GDPR の相互作用に関するガイダンスが公表される見通しである(8条3項、前文(37)項)。

日本でもデータの利活用を推進する観点から、データポータビリティに関する議論がなされることがあり、欧州の議論が参照されることも少なくない。欧州の動向については、引き続き目が離せないといえる。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

n_ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年マックス・プランク イノベーション・競争法研究所併設のミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr 法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。コーポレート、M&A、IPとデータの保護と利活用に関する法制度を専門とし、グローバルでのデータ規制への対応について多くの日本企業にアドバイスを提供。欧州でのM&Aも手掛ける。



しらすわ ひでき
白澤 秀己

西村あさひ法律事務所 弁護士

h_shirasawa@jurists.co.jp

2016年弁護士登録。M&Aのほか、会社法、金商法、株主総会対応、コーポレートガバナンス、データ規則対応等を含む企業法務全般を幅広く担当。